年末の交通安全に表際にるみ道動

令和6年12月11日(水)~31日(火)



最優秀賞 県立真岡女子高等学校 加藤 美貴され 令和5年交通事故防止に関するポスターコンクーニ



- 飲酒運転等の根絶
- 自転車等利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底 「ライト4(フォー)運動」、「原則ハイビーム」の推進と反射材用品等の着用促進

マナーアップ! あなたが主役です 高めよう!とちぎの交通マナー

こどもと高齢者の交通事故防止

(見る) → こどもや高齢者をいち早く発見する(減速する) → こどもや高齢者を見たら減速する

(減速する) Cともや局断者を見たら減速する (停止する) 危険を感じたら、すぐに停止する



飲酒運転運転等の根絶



飲酒運転を 絶対に しない、させない

とれますか? 飲酒事故の 責任が!

運転者以外(車両提供、酒類提供、同乗者)にも厳しい罰則と行政処分があります

自転車等利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

守りましょう! 自転車安全利用五則

車道が原則、左側を通行 <u>歩道は</u>例外、歩行者を優先 交差点では信号と一時停止を 守って、安全確認

夜間は ライトを点灯 飲酒運転は 禁止

ヘルメットを 着用

道路交通法改正(令和6年11月1日施行)

自転車の「ながらスマホ」「酒気帯び運転」

罰則強化

「ライト4(フォー) 運動」、「原則ハイビーム」の推進と 反射材用品等の着用促進





夜間は原則ハイビームで走りましょう。 対向車や先行車がいる場合は、ロービームに切り替えて走りましょう